

27宗男女第63号
平成27年10月27日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美
(市民協働環境部 男女共同参画推進課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成27年10月19日付27宗監第132号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（男女共同参画推進課）

定期監査実施日：平成26年10月7日

監査対象年度：平成25年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）男女共同参画に関する市民意識調査業務委託について 本件業務は業務の性質上、委託相手が特定されるとして1者見積りを行っている業務であるが、その業務の設計において、委託相手から徴取した参考見積が東京における労務単価（時給）に基づき作成されたものであったため、福岡と東京の最低賃金の差を反映させた労務単価（時給）に減額している。しかし、業務に要する時間数を参考見積で提示された以上に設定し、結果的に設計金額の総額が参考見積と同額程度になっているので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（2）こころと生き方の相談業務委託について 臨床心理士等の専門の相談員による対応が必要な業務であるとして特定の業者に業務を委託しているが、契約書及び業務仕様書に相談員の資格や条件を記載しておらず、受託者から提出された技術者（担当者）新規届にも相談員が専門性を有していることを確認できるものが添付されていない。また、設計内訳書の摘要欄の記載を誤っているので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（3）託児委託料について 完成届、完成検査調書及び完成承認通知書がつかづられていないので、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>（1）男女共同参画に関する市民意識調査業務委託について 設計書作成にあたっては、単価や時間数に錯誤が生じないように留意しています。</p> <p>（2）こころと生き方の相談業務委託について 資格や専門業務に関する証明書の写しは、平成26年度契約分から技術者（担当者）届の添付書類として提出させています。 また、設計書等書類に関する誤記がないよう適正な事務処理の徹底に努めています。</p> <p>（3）託児委託料について 完成届、完成検査調書及び完成承認通知書の綴り漏れがないよう適正な事務処理の徹底に努めています。</p>